第２号様式

（表）

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間　個票

部課等名　保健所衛生課

番号６２

許認可等の内容		再生医療等製品の販売業の許可
根拠法令及び条項		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第４０条の５第１項
審査基準	関係条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第４０条の５第２項、第４項及び第５項 薬局等構造設備規則第５条の２ 事務処理の特例に関する条例別表５３（５）
	基準 （未設定の場合はその理由）	別紙のとおり （茅ヶ崎市薬局等許可審査基準及び指導基準　第９）
	参考事項	
	設定等年月日	平成２９年 ４月 １日設定（令和７年６月１日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数　１８日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成２９年 ４月　 １日設定（　　年　 月　 日最終変更）